認可外保育施設　自主点検表

（令和５年５月版）

加須市　地域福祉課　福祉監査担当

〇　施設情報記入欄

|  |  |
| --- | --- |
| 設置者名 |  |
| 代表者名 |  |
| 施設の名称 |  |
| 施設所在地 | 〒加須市 |
| 作成担当者 |  |
| 電話番号 |  |
| メールアドレス |  |
| 作成年月日 | 令和　　　　年　　　　　月　　　　　日 |

〇　自主点検表作成にあたって

１　趣旨

利用者に適切な保育サービスを提供するため、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、法令等の基準が遵守されているか常に確認することが必要です。

そのため加須市では、国が定めた「認可外保育施設指導監督基準」及び「評価基準」等に基づき、事業者が実施する自主点検と加須市が原則年1回以上実施する立入調査において確認事項の共有を図るため、この自主点検表を作成しました。

２　実施方法等

　①　毎年定期的に実施するとともに、施設への立入調査が行われるときは、他の関係書類とともに、この書類を加須市へ提出してください。（提出の際は、上記施設情報記入欄をご記入ください。）なお、この場合は控えを必ず保管してください。

　②　複数の職員で検討の上、点検を実施してください。

　③　「点検結果」欄については、該当する項目を〇で囲んでください。なお、該当する項目がないときは、項目全体に二重線を引き、「該当なし」と記入してください。

　④　提出する書類は、**自主点検表、別紙及び通知に記載された書類**となります。

　⑤　この自主点検表は、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日付け雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知※令和5年1月31日子発0131第6号改正）の別添「認可外保育施設指導監督基準」及び別紙「認可外保育施設指導監督の指針」並びに（平成17年1月21日付け雇児発第0121002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知※令和5年1月31日子発0131第7号改正）別紙「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書交付要領」の別表「評価基準」等を基に作成しています。

１．1日に保育する乳幼児の数が６人以上の施設の指導基準等

| 指導基準 | 調査事項 | 調査内容 | 評価事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 第１　保育に従事する者の数及び資格 | **１　保育に従事する者の数**〇乳児おおむね3人につき1人以上〇幼児・1、2歳児おおむね6人につき1人以上・3歳児おおむね20人につき1人以上・4歳児以上おおむね30人につき1人以上※以下、乳児、幼児を総称する場合は、「乳幼児」とする。〔考え方〕ここでいう保育に従事する者は、その勤務時間を常勤職員に換算（有資格者、その他の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を8時間で除して常勤職員数とみなす。）して上記の人数を確保すること。 | 保育に従事する者の必要数の算出※以下、必要数の算出は年齢別に小数点1桁（小数点2桁以下切り捨て）目までを算出し、その合計の端数（小数点1桁）を四捨五入する。a　調査日の属する月を基準月とし、月極めの利用契約乳幼児数を基礎とする。（以下「基礎乳幼児数」という。） | **・主たる開所時間において、月極契約乳幼児数に対して保育に従事する者が不足していないか。** | いない　・　いる |
| b　時間預かり（一時預かり）がある場合は、基礎乳幼児数に時間預かりの乳幼児数を加えること。（以下「総乳幼児数」という。） | **・主たる開所時間において、総乳幼児数に対して保育に従事する者が不足していないか。** | いない　・　いる |
| c　常時、保育に従事する者が、複数配置されているか。また、主たる開所時間を超える時間帯については、現に保育されている乳幼児が1人である場合を除き、常時、2人以上の保育に従事する者を配置しているか。 | **・契約乳幼児の在籍時間帯に保育に従事する者が1人勤務の時間帯がないか。****（ただし、主たる開所時間を超える時間帯について、現に保育されている乳幼児が1人である場合を除く。）** | ない　・　ある |
| **２　保育に従事する者の有資格者の数**〔考え方〕ここでいう有資格者は、保育士又は看護師（准看護師を含む。以下同じ。）の資格を有する者をいう。※指導基準第１の調査事項３により評価を行う場合は、本項目は適用しない。 | 有資格者の数が保育に従事する者の必要数の3分の1（保育に従事する者が２人の施設又は１のｃにより1人が配置されている時間帯については１人）以上いるか。a　月極契約乳幼児数に対する有資格者の数 | **・月極契約乳幼児数に対する保育に従事する者数について、資格者が不足していないか。** | いない　・　いる |
| b 総乳幼児数に対する有資格者の数* 有資格者の算出に当たって

は、小数点1桁を四捨五入 | **・総乳幼児数に対する保育に従事する者数について、有資格者が不足していないか。** | いない　・　いる |
| **３　国家戦略特別区域法第８条第７項の内閣総理大臣の認定を受けた国家戦略特別区域内に所在する施設における指導基準第１の調査事項２に係る特例** | ａ　過去３年間に保育した乳幼児のおおむね半数以上が外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）であり、かつ、現に保育する乳幼児のおおむね半数以上が外国人であるか。ｂ　外国の保育資格を有する者その他外国人である乳幼児の保育について十分な知識経験を有すると認められる者を十分な数配置しているか。ｃ　保育士の資格を有する者を１人以上配置しているか。 | **・過去３年間におおむね半数以上の外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）を保育し、現におおむね半数以上の外国人の乳幼児を保育しているか。****・外国の保育資格を有する者その他外国人である乳幼児の保育について十分な知識経験を有すると認められる者を十分な数配置しているか。****・保育士の資格を有する者を１人以上配置しているか。** | いる　・いない |
| **４　保育士の名称** | a　保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用していないか。 | **・保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用していないか。** | いない　・いる |
| 第２　保育室等の構造設備及び面積 | **１　保育室の面積**〔考え方〕保育室面積：当該保育施設において、保育室として使用している部屋の面積。調理室や便所、浴室等は含まない。 | 保育室の面積は、おおむね入所乳幼児1人当たり1.65㎡以上確保されているか。a　月極契約乳幼児数についての1人当たりの面積 | **・月極契約乳幼児数についての1人当たりの面積は不足していないか。** | いない　・　いる |
| b　総乳幼児数についての1人当たりの面積 | **・総乳幼児数についての1人当たりの面積は不足していないか。** | いない　・　いる |
| **２　調理室の有無**〔考え方〕給食を施設外で調理している場合、家庭からの弁当の持参を行っている場合等は、加熱、保存、配膳のために必要な調理機能を有していることが求められる。 | a　調理室は、当該施設内にあって専用のものであるか。又は、施設外共同使用であるが、必要な時に利用できるか。 | **・調理室（施設外調理等の場合にあっては必要な調理機能）があるか。** | ある　・　ない |
| **・調理室が、乳幼児が保育室から簡単に立ち入ることができないよう区画されているか。（出入りの際は扉を閉める等、運用上注意をしているか。）** | いる　・　いない |
| **・衛生的な状態が保たれているか。** | いる　・　いない |
| **３　おおむね1歳未満児とその他の幼児の保育場所とが区画されかつ安全性が確保** | a　おおむね1歳未満児の保育を行う場所とその他の幼児の保育を行う場所は、別の部屋であることが望ましいが、部屋を別にできない場合は、明確な段差やベビーフェンス、ベビーベッド等で区画すること。 | **・保育を行う場所が区画されているか。** | いる　・　いない |
| **４　保育室の採光及び換気の確保、安全性の確保** | a　採光が確保されているか。※建築基準法第28条第1項及び建築基準法施行令第19条の規定（認可保育所の保育室の採光）に準じ、窓等採光に有効な開口部の面積が床面積の5分の1以上であることが望ましい。 | **・窓等採光に有効な開口部があるか。** | ある　・　ない |
| b　換気が確保されているか。※建築基準法第28条第2項の規定（居室の換気）に準じ、窓等換気に有効な開口部の面積が床面積の20分の1以上であるか、これに相当する換気設備があることが望ましい。 | **・窓等換気に有効な開口部があるか。** | ある　・　ない |
| c　乳幼児用のベッドの使用に当たっては、同一の乳幼児用ベッドに2人以上の乳幼児を寝かせていないか。 | **・同一の乳幼児用ベッドに2人以上の乳幼児を寝かせることがないか。** | ない　・　ある |
| **５　便所**(1)　便所の手洗設備便所と保育室及び調理室との区画便所の安全な使用の確保 | a 便所用の手洗設備が設けられているだけでなく、衛生的に管理されているか。b　便所は、乳幼児が安全に使用するのに適当なものであるか。ｃ 便所は保育室及び調理室と区画され衛生上問題がないか。 | **便所用の手洗い設備が設けられているか** | いる　・　いない |
| **・手洗設備が不衛生（十分に清掃がなされていない、石けんがない等）ではないか。** | ない　・　ある |
| **・便所が保育室及び調理室と区画されているか。** | いる　・　いない |
| **・便所が不衛生（十分に清掃がなされていない）ではないか。** | ない　・　ある |
| (2)　便器の数 | a　便器の数が、おおむね幼児20人につき1以上であるか。※特に支障がない場合、便所が同一階にあり、共同使用しても必要数を確保でき、衛生上問題ないこと。 | **・基準より便器の数が大きく不足していないか。** | いない　・　いる |
| 第３　非常災害に対する措置 | **１　消火設備**(1)　消火用具の配置 | a 消火用具が設置されているか。 | **・消火用具が設置されているか。（機能が失効していないか。）** | いる　・　いない |
| b 職員が消火用具の設置場所及びその使用方法を知っているか。 | **・消火用具の配置場所等が周知されているか。** | いる　・　いない |
| (2)　非常口の配置 | a 非常口は、火災等非常時に入所（利用）乳幼児の避難に有効な位置に、適切に配置されているか。※2階以上の施設については、指導基準第4により評価を行うものとする。 | **・適切な退避用経路があるか。** | ある　・　ない |
| **２　消防計画**(1)　非常災害に対する具体的計画（消防計画）の策定 | a　【30人以上の施設】具体的計画=消防計画が適正に作成され届出が行われているか。※消防法上30人以上の施設については、作成及び届出の義務がある。30人未満の施設であっても、乳幼児の安全確保の観点から届出が望ましい。なお、消防計画の内容に変更があった場合は、変更届の提出を行うものとする。 | 【30人以上の施設】**・消防計画を作成し、届出を行っているか。** | いる　・　いない |
| 【30人未満の施設】災害発生に備え、緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担等が記載された計画が策定されているか。* 消防計画が作成されている場

合は消防計画で可能 | 【30人未満の施設】・**具体的計画を策定しているか。** | いる　・　いない |
| ｂ 防火管理者の選任、届出が行われているか。※認可外保育施設も消防法上の児童福祉施設とみなされるため、30人以上の施設は、防火管理者の選任、届出を行わなければならない。30人未満の施設であっても乳幼児の安全確保の観点から、届出を行うことが望ましい。 | **・防火管理者を選任し、届出を行っているか。** | いる　・　いない |
|  | (2)　避難消火等の訓練の毎月1回以上の実施 | a　訓練は毎月定期的に行われているか。※訓練内容は、消火活動、通報連絡及び避難誘導等の実地訓練を原則とする。 | **・訓練を毎月定期的に実施しているか。** | いる　・　いない |
| **３　避難確保計画（又は非常災害対策計画）**(1)　水防法に基づき、洪水時の避難確保計画（非常災害対策計画）の作成・報告 | a 避難確保計画（非常災害対策計画）を作成し、報告しているか。※加須市地域防災計画において、要配慮者利用施設に定められている場合、施設の管理者は、避難確保計画（非常災害対策計画）を作成・変更した場合は、遅滞なく市へ報告する必要があります。 | **・避難確保計画を作成し、報告しているか。**作成：　　　年　　月　　日報告：　　　年　　月　　日 | いる　・　いない |
| (2) 避難確保計画（非常災害対策計画）に基づく訓練の実施及び報告 | b 避難確保計画に基づく避難訓練を実施し、その結果を市に報告しているか。※訓練実施報告書(HP掲載) | **・避難訓練を実施し、報告しているか。**実施：　　　年　　月　　日報告：　　　年　　月　　日 | いる　・　いない |
| **４　業務継続計画**※この計画は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（策定は努力義務） | ａ　業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めているか。 | **・業務継続計画を策定しているか。** | いる　・　いない |
| ｂ　職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めているか。 | **・業務継続計画を職員に周知し、定期的に研修や訓練を実施しているか。** | いる　・　いない |
| ｃ　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めているか。 | **・業務継続計画の見直しや変更を行っているか。** | いる　・　いない |
| **５　感染症及び食中毒の予防、蔓延防止のための研修と訓練の実施**※実施は努力義務 | a　職員に対し、感染症及び食中毒の予防、蔓延防止のための研修と訓練を定期的に実施するよう努めているか。 | **・職員に対し、感染症及び食中毒の予防、蔓延防止のための研修と訓練を定期的に実施しているか。** | いる　・　いない |
| * **指導基準第４の記入について**

**・保育室が1階にある場合は、記入不要です。****・保育室が２階以上にある場合は、以下の該当部分のみ記入してください。****・該当部分以外は、空欄としてください。** | **・保育室のある階数を記入してください。** | 階 |
| 第４　保育室を２階以上に設ける場合の条件 | **以下は、保育室が２階の場合のみ記入してください。** |
| **１　保育室が2階の場合の条件** | a　保育室その他乳幼児が出入りし通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備を備えているか。 | **・転落防止設備があるか。** | ある　・　ない |
| b　耐火建築物若しくは準耐火建築物又は乳幼児の避難に適した構造の施設若しくは設備のいずれかを満たしているか。　なお、保育室を2階にもうける建物が右記イ及びロのいずれも満たさない場合においては、指導基準第3に規定する設備の設置及び訓練の実施に特に留意すること。※保育室等の室内面の材質確認は、外観では判別が難しいので、建築図面等で確認すること。 | **・下記のイ及びロを満たし、かつ、指導基準第3に規定する設備の設置及び訓練の実施がなされているか。****イ　建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。****ロ　下表の左欄に掲げる区分ごとに、右欄に掲げる施設又は設備（乳幼児の避難に適した構造のものに限る。）がそれぞれ1以上設けられていること。** | いる　・　いない |
|  | **常用** | **①　屋内階段****②　屋外階段** |
| **避難用** | 1. **建築基準法施行令第123条第1**

**項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段****②　待避上有効なバルコニー****③　建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備****④　屋外階段** |
| 第４　保育室を３階以上に設ける場合の条件 | **以下は、保育室が3階の場合のみ記入してください。** |
| **２　保育室が3階の場合の条件** | a　耐火建築物であるか。 | **・建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物であるか。（準耐火建築物は不可）** | ある　・　ない |
| b　保育室の各部分から歩行距離30m以内に乳幼児の避難に適した構造の施設又は設備があるか。（右記に掲げる施設又は設備があるか。） | **・下表の左欄に掲げる区分ごとに、右欄に掲げる施設又は設備（乳幼児の避難に適した構造のものに限る。）がそれぞれ１以上設けられているか。** | いる　・　いない |
| **常用** | **①　建築基準法施行令第123条第1項に規定構造の屋内避難階段又は同条3項に規定する構造の屋内特別避難階段****②　屋外階段** |
| **避難用** | **①　建築基準法施行令第123条第1項に規定構造の屋内避難階段又は同条3項に規定する構造の屋内特別避難階段****②　建築基準法第2条第第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備****③　屋外階段** |
| c　調理室は床又は壁が耐火構造で戸が防火戸であるか。（右記に掲げる施設又は設備があるか。）※ ダンパー：ボイラーなどの煙道や空調装置の空気通路に設けて、煙の排出量、空気の流量を調節するための装置のこと。 | **①　保育施設の調理室以外の部分と調理室を建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効なダンパーが設けられているか。** | いる　・　いない |
| **②　調理室にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられているか。** | いる　・　いない |
| **③　調理室において調理用器具の種類に応じ有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられているか。** | いる　・　いない |
| d　保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしているか。 | **・保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしているか。** | いる　・　いない |
| e　保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落を防止する設備が設けられているか。 | **・転落防止設備が設けられているか。** | いる　・　いない |
| f　非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関への通報設備（電話で可）があるか。※非常警報器具：警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレン等※非常警報設備：非常ベル、自動式サイレン、放送設備等 | **・非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関への通報設備（電話で可）があるか。** | ある　・　ない |
| g　カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理されているか。 | **・カーテン、敷物等で可燃性のものについて防炎処理されているか。** | いる　・　いない |
| 第４　保育室を４階以上に設ける場合の条件 | **以下は、保育室が４階以上の場合のみ記入してください。** |
| **３　保育室が4階以上の場合の条件** | a　耐火建築物であるか。 | **・建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物であるか。（準耐火建築物は不可）** | ある　・　ない |
| b　保育室の各部分から歩行距離30m以内に乳幼児の避難に適した構造の施設又は設備があるか。（右記に掲げる施設又は設備があるか。） | **下表の左欄に掲げる区分ごとに、右欄に掲げる施設又は設備（乳幼児の避難に適した構造のものに限る。）がそれぞれ１以上設けられているか。** | いる　・　いない |
| **常用** | **①　建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条3項に規定する構造の屋内特別避難階段****②建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋外避難階段** |
| **避難用** | **①　建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条3項に規定する構造の屋内特別避難階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条3項第2号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することしかつ、同条3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。)****② 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路****③ 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段** |
| c　調理室は床又は壁が耐火構造で戸が防火戸であるか。（右記に掲げる施設又は設備があるか。） | **①　保育施設の調理室以外の部分と調理室を建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効なダンパーが設けられているか。** | いる　・　いない |
| **②　調理室にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられているか。** | いる　・　いない |
| **③　調理室において調理用器具の種類に応じ有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられているか。** | いる　・　いない |
| d　保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしているか。 | **・保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしているか。** | いる　・　いない |
| e　保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落を防止する設備が設けられているか。 | **・転落防止設備が設けられているか。** | いる　・　いない |
| f　非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関への通報設備（電話で可）があるか。※非常警報器具：警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレン等※非常警報設備：非常ベル、自動式サイレン、放送設備等 | **・非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関への通報設備（電話で可）があるか。** | ある　・　ない |
| g　カーテン、敷物等で可燃性のものについて防炎処理されているか。 | **・カーテン、敷物等で可燃性のものについて防炎処理されているか。** | いる　・　いない |
| 第５　保育内容 | **１　保育の内容****※保育所保育指針を踏まえた適切な保育が行われているか。** | a　乳幼児一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育内容を工夫すること。 | **・乳幼児一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育内容を工夫しているか。** | いる　・　いない |
| b　乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等をバランスよく組み合わせた健康的なリズムが保たれるように、十分に配慮がなされた保育の計画を定め実行しているか。 | **・デイリープログラム等が作成されているか。** | いる　・　いない |
| （a）カリキュラムが、乳幼児の日々の生活リズムに沿って設定されているか。 |
| （b）必要に応じ入所（利用）乳幼児に入浴又は清拭をし、身体の清潔が保たれているか。 | **・汚れたときの処置が適切にされているか。** | いる　・　いない |
| （c）沐浴、外気浴、遊び、運動、睡眠等に配慮しているか。 | **・幼児については、屋外遊戯の機会を適切に確保しているか。** | いる　・　いない |
| （d）外遊びなど、戸外で活動できる環境が確保されているか。 | **・乳児については、外気浴の機会を適切に確保しているか。** | いる　・　いない |
| c　漫然と乳幼児にテレビを見せ続けるなど、乳幼児への関わりが少ない「放任的」な保育になっていないか。 | **乳幼児一人一人に対してきめ細かく関わっているか。** | いる　・　いない |
| d　必要な遊具、保育用品等が備えられているか。※テレビは含まない。 | **・必要な遊具、保育用品が備えられており、衛生面・安全性に問題はないか。** | ない　・　ある |
|  | **２　保育に従事する者の保育姿勢等**（１）　保育に従事する者の人間性と専門性の向上 | a　乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として、適切な姿勢であるか。特に、施設の運営管理の任にあたる施設長については、その職責にかんがみ、資質の向上、適格性の確保が求められること。ｂ 保育所保育指針を理解する機会を設けるなど、保育に従事する者の人間性と専門性の向上を図るよう努めているか。 | **・施設内研修の機会を設けるなど、保育に従事する者の質の向上に努めているか。** | いる　・　いない |
| （２）　乳幼児の人権に対する十分な配慮 | a　乳幼児に身体的苦痛を与えることや、人格を辱めることがないなど、乳幼児の人権に十分配慮がなされているか。 | **・乳幼児の人権に十分配慮がなされているか。****（身体的苦痛、ネグレクト、差別的処遇、言葉の暴力などを行っていないか。）** | いる　・　いない |
| （３）　児童相談所等の専門的機関との連携 | a 入所（利用）乳幼児について、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制がとられているか。※虐待が疑われる場合だけでなく、心身の発達に遅れが見られる場合、社会的援助が必要な家庭状況である場合等においても、専門的機関に対し適切な連絡に努めること。 | **・虐待等不適切な養育が疑われる場合に専門的機関への通告等を行っているか。** | いる　・　いない |
|  | **３　保護者との連絡等**（１）　保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育の実施 | a　連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、施設からは施設での乳幼児の様子を、連絡しているか。 | **・可能な限り、保護者と密接な連絡を取ることに心がけているか。** | いる　・　いない |
| （２）　保護者との緊急時の連絡体制 | a 緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡表が整備され、全ての保育に従事する者が容易にわかるようにされているか。※消防署、病院等の連絡先一覧表等も併せて整備すること。 | **・保護者の緊急連絡表が整備されているか。** | いる　・　いない |
| （３）　保育室の見学 | a　保護者や利用希望者等から乳幼児の保育の様子や施設の状況を確認する要望があった場合には、乳幼児の安全確保等に配慮しつつ、保育室等の見学が行えるよう適切に対応しているか。 | **・乳幼児の安全確保、保育の実施等に支障のない範囲である場合で、保護者等からの要望があった場合に、保育室などの見学を行っているか。** | いる　・　いない |
| 第６　給食 | **１　衛生管理の状況**　調理室、調理、配膳、食器等の適切な衛生管理 | a　食器類やふきん、まな板、なべ等は十分殺菌したものを使用しているか。また、哺乳ビンは使用するごとによく洗い、滅菌しているか。 | **・使用するごとによく洗っているか。十分な殺菌又は滅菌がされているか。** | いる　・　いない |
| b　調理室が清潔に保たれているか。c　調理方法が衛生的であるか。d 配膳が衛生的であるか。 | **・調理室が清潔に保たれているか。また、衛生面に配慮して調理及び配膳を行っているか。** | いる　・　いない |
| e 食事時、食器類や哺乳ビンは、乳幼児や保育に従事する者の間で共用されていないか。 | **・乳幼児と保育を従事する者の間で、食器類や哺乳ビンを共用していないか。** | いない　・　いる |
| f　原材料、調理済み食品（持参による弁当、仕出し弁当、離乳食も含む。）について腐敗、変質しないよう冷凍又は冷蔵設備等を利用する等適切な措置を講じているか。 | **・冷凍・冷蔵設備がない、その他食品の保存に関し、不適切な事項がないか。** | ない　・　ある |
| **２　食事内容等の状況**（１）　乳幼児の年齢や発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容 | ａ　乳児の食事を幼児の食事と区別して実施しているか。 | **・乳児の食事を幼児の食事と区別して実施しているか。** | いる　・　いない |
| ｂ 健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容か。 | **・健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容であるか。** | ある　・ない |
| 〔市販の弁当等の場合〕c　乳幼児に適した内容であるか。 | **・市販の弁当等は、乳幼児に適した内容であるか。** | ある　・　ない |
| d　乳児にミルクを与えた場合は、ゲップをさせるなどの授乳後の処置が行われているか。また、離乳食摂取後の乳児についても食事後の状況に注意が払われているか。 | **・乳児に対する配慮が適切に行われているか。** | いる　・　いない |
| （２）　献立に従った調理 | a 食事摂取基準、乳幼児の嗜好を踏まえ変化のある献立により、一定期間の献立表を作成し、この献立に基づき調理がされているか。 | **・献立を作成し、それに従った調理を行っているか。** | いる　・　いない |
| 第７　健康管理・安全確保 | **１　乳幼児の健康状態の観察****登園、降園の際、乳幼児一人一人の健康状態の観察** | a　登園の際、健康状態の観察及び、保護者からの乳幼児の報告を受けているか。※体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等 | **・登園の際、保護者から連絡帳等を活用するなどして、乳幼児の報告を受けているか。** | いる　・　いない |
| b　降園の際、登園時と同様の健康状態の観察が行われているか。保護者へ乳幼児の状態を報告しているか。 | **・降園の際、注意が必要である場合において、保護者へその旨を報告しているか。** | いる　・　いない |
| **２　乳幼児の発育チェック** | a　身長や体重の測定など、基本的な発育チェックを毎月定期的に行っているか。 | **・身長や体重の測定など、基本的な発育チェックを毎月定期的に行っているか。** | いる　・　いない |
| **３　乳幼児の健康診断**継続して保育している乳幼児の健康診断を入所（利用開始）時及び1年に2回、学校保健法に規定する健康診断に準じて実施 | a　乳幼児の健康状態の確認のため、入所（利用）児の健康診断はなるべく入所（利用）決定前に実施し、未実施の場合は入所（利用開始）後直ちに行っているか。 | **・入所（利用開始）時に健康診断を実施しているか。****※保護者から健康診断結果の提出があった場合は、健康診断を実施したものとみなす。** | いる　・　いない |
| b　1年に2回の健康診断が実施されているか。（おおむね6月毎に実施）※施設において直接実施できない場合は、保護者から健康診断書又は母子健康手帳の写しの提出を受けること。 | **・１年に２回健康診断を実施しているか。** | いる　・　いない |
| c　入所（利用開始）後の乳幼児の体質、かかりつけ医の確認、緊急時に備えた保育施設付近の病院関係の一覧を作成し、全ての保育に従事する者への周知が行われているか。 | **・緊急時に備えた保育所付近の病院関係の一覧を作成し、職員へ周知しているか。** | いる　・　いない |
| **４　職員の健康診断** | a　職員の健康診断を採用時及び１年に１回実施しているか。 | **・職員の健康診断を採用時及び１年に１回実施しているか。** | いる　・　いない |
| b　調理に携わる職員には、おおむね月１回検便を実施しているか。 | **・調理に携わる職員には、おおむね月１回検便を実施しているか。** | いる　・　いない |
| **５　医薬品等の整備** | a　必要な医薬品その他医療品が備えられているか。※最低限必要なもの：体温計、水まくら、消毒薬、絆創膏類 | **・最低限必要な医薬品、医療品が備えられているか。** | いる　・　いない |
| **６　感染症への対応** | a　感染症にかかっていることがわかった乳幼児及び感染症の疑いがある乳幼児については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示しているか。 | **・感染症にかかっていることがわかった乳幼児及び感染症の疑いがある乳幼児について、保護者に対して適切な対応をとっているか。** | いる　・　いない |
| b　再登園時には、かかりつけ医とのやりとりを記載した書面等の提出などについて、保護者の理解と協力を求めているか。 | **・再登園時には、保護者に治癒の判断ができる書類の提出を求めているか。** | いる　・　いない |
| **６　感染症への対応** | c　歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、一人一人のものが準備されているか。 | **・歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、共用していないか。** | いない　・　いる |
| **７　乳幼児突然死症候群に対する注意** | a　睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察しているか。 | **・保育室に職員が在室しているなど、乳幼児突然死症候群に対する予防に配慮しているか。** | いる　・　いない |
| b　乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせているか。※仰向け寝は、乳幼児突然死症候群のほか、窒息の防止の観点から有効であるが、医学上の理由から医師がうつぶせ寝を勧める場合もあるため、うつぶせ寝を行う場合は入所（利用開始）時に保護者に確認するなど、乳幼児突然死症候群に対する注意に努めること。 | **・乳児を寝かせる場合は仰向けに寝かせるなど、乳幼児突然死症候群の予防に配慮しているか。** | いる　・　いない |
| c　保育室では禁煙を厳守しているか。 | **・保育室内で喫煙をしていないか。** | いない　・　いる |
| **８　安全確保** | a　　施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い、乳幼児の安全の確保に配慮した保育の実施を行っているか。 | **・安全計画を策定しているか。** | いる　・　いない |
| **保育室だけでなく、乳幼児の出入りする場所には危険物防止に対する十分な配慮がされているか。** | いる　・　いない |
| ｂ　職員に対し、安全計画について周知されているとともに、安全計画に定める研修及び訓練が定期的に実施されているか。 | **・職員に対し、安全計画につい****て周知しているか。** | いる　・　いない |
| **・安全計画に定める研修及び****訓練を定期的に実施している****か。** | いる　・　いない |
| ｃ　保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されているか。 | **・保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか。** | いる　・　いない |
| ｄ　事故防止の観点から、その施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図っているか。 | **・施設内の危険な場所、設備等には、囲障を設置しているか。** | いる　・　いない |
| ｅ　プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしているか。 | **・専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し****いるか。** | いる　・　いない |
| ｆ　児童の食事に関する情報や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去すること、また、食物アレルギーのある子どもについては生活管理指導表に基づいて対応しているか。 | **・誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去することや、食物アレルギーのある子どもに配慮した食事の提供を行っているか。** | いる　・　いない |
|  | ｇ　窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、保育室内及び園庭内の点検を定期的に実施しているか。 | **・定期的に点検が行われているか。** | いる　・　いない |
| ｈ　不審者の立入防止などの対策や緊急時における乳幼児の安全を確保する体制を整備しているか。 | **・不審者の立入防止などの対策や緊急時における乳幼児の安全を確保する体制を整備しているか。** | いる　・　いない |
| ｉ　児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しているか。 | **・点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しているか。** | いる　・　いない |
| ｊ　事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施しているか。 | **・定期的な訓練が実施されているか。** | いる　・　いない |
| ｋ　賠償責任保険に加入するなど保育中の万が一の事故に備えているか。 | **・賠償責任保険に加入しているか。** | いる　・　いない |
| ｌ　事故発生時には速やかに当該事実を都道府県知事等に報告しているか。  | **・「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（平成29年11月10日付け府子本第912号、29初幼教第11号、子保第1110号第1号、子子発1110号第1号、子家発1110号第1号通知）に基づく報告が行われているか。** | いる　・　いない |
| ｍ　事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。 | **・事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか** | いる　・　いない |
| ｎ　死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっているか。 | **・重大事故が発生した施設において、再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置を行っているか。** | いる　・　いない |
| 第８　利用者への情報提供 | **１　施設及びサービスに関する内容の掲示** | 以下の事項について、施設のサービスを利用しようとする者が見やすい場所に掲示されているか。a　設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名b　建物その他の設備の規模及び構造c　施設の名称及び所在地d　事業を開始した年月日e　開所している時間f　提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のものの内容及びその理由g　入所（利用）定員h　保育士その他の職員の配置数又はその予定i　保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額j　提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容k　緊急時における対応方法l　非常災害対策m　虐待の防止のための措置に関する事項ｎ　設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別(受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。) | **・左記のa～ｎの事項について、施設のサービスを利用しようとする者が見やすい場所に掲示しているか。** | いる　・　いない |
|  | **２　サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付** | 以下の事項について、利用者に書面等による交付がされているか。a　設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地b　当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項c　施設の名称及び所在地d　施設の管理者の氏名及び住所e　当該利用者に対し提供するサービスの内容f　保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額g　提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容h　利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先 | **・左記のa～hの事項について、利用者に書面等による交付をしているか。** | いる　・　いない |
| **３　サービスの利用予定者から申し込みがあった場合の契約内容等の説明** | a　当該サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について、適切に説明が行われているか。 | **・サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について、適切に説明を行っているか。** | いる　・　いない |
| 第９　備える帳簿 | **１　各種記録の整備** | ａ　職員に関する記録が整備されているか。ｂ　設備に関する記録が整備されているか。ｃ　会計に関する記録が整備されているか。 | **・左記が確認できる帳簿を備えているか。** | 別紙１　記録の整備状況に記載 |
| **２　在籍（利用）乳幼児に関する書類等の整備** | a　在籍（利用）乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児の在籍（利用）記録並びに契約内容等が確認できる書類があるか。 | **・左記が確認できる書類を備えているか。** | いる　・　いない |

【その他参考資料】

保育している児童の人数　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　 年　 月 　日現在

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 0歳児 | １歳児 | ２歳児 | ３歳児 | ４歳児 | ５歳児 | 学　童 | 合　　計 |
| 　　　　（　　　　　） | 　　　　　　　　（　　　　　） | 　　　　　　　（　　　　　） | 　　　　　　　（　　　　　） | 　　　　　　　（　　　　　） | 　　　　　　　（　　　　　） | 　　　　　　　　（　　　　　）　　　　　　 | 　　　　　　　　（　　　　　） |

※（　　　）は市内在住の児童数

令和　年４月１日の児童数（市内在住の児童のみ）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 0歳児 | １歳児 | ２歳児 | ３歳児 | ４歳児 | ５歳児 | 学　童 | 合　　計 |
| 　　　 | 　　　　　　　　 | 　　　　　　　 | 　　　　　 | 　　　　　　 | 　　　　　　　 | 　　　　　　　　　　　　　 | 　　　　　　 |